

令和3年3月定例教育委員会会議録

開 会 日 時	令和3年3月26日（金曜日）午後2時30分																												
閉 会 日 時	令和3年3月26日（金曜日）午後3時24分																												
場 所	渋川市役所第二庁舎201会議室																												
出 席 者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">教 育 長</td> <td>中 沢 守</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>高 橋 秀 樹</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員</td> <td>狩 野 美 喜 子</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員</td> <td>今 井 悦 子</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員</td> <td>鳥 山 サカ江</td> </tr> </table>	教 育 長	中 沢 守	教育長職務代理者	高 橋 秀 樹	教 育 委 員	狩 野 美 喜 子	教 育 委 員	今 井 悦 子	教 育 委 員	鳥 山 サカ江																		
教 育 長	中 沢 守																												
教育長職務代理者	高 橋 秀 樹																												
教 育 委 員	狩 野 美 喜 子																												
教 育 委 員	今 井 悦 子																												
教 育 委 員	鳥 山 サカ江																												
説 明 の た め 出 席 し た 者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">教 育 部 長</td> <td>土 屋 輝 夫</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>真 下 彰 文</td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>長 屋 竜 太</td> </tr> <tr> <td>学校給食課長</td> <td>須 田 佳 匡</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長</td> <td>島 田 志 野</td> </tr> <tr> <td>文化財保護課長</td> <td>太 田 国 男</td> </tr> <tr> <td>図 書 館 長</td> <td>佐 藤 多 恵 子</td> </tr> <tr> <td>中央公民館長</td> <td>高 橋 真 理 子</td> </tr> <tr> <td>伊香保公民館長</td> <td>中 澤 秀 夫</td> </tr> <tr> <td>赤城公民館長</td> <td>小 林 栄 美</td> </tr> <tr> <td>北橋公民館長</td> <td>石 田 一 之</td> </tr> <tr> <td>美 術 館 長</td> <td>石 井 博</td> </tr> <tr> <td>文 学 館 長</td> <td>山 田 健 司</td> </tr> <tr> <td>こ ども 課 長</td> <td>中 山 久 子</td> </tr> </table>	教 育 部 長	土 屋 輝 夫	教育総務課長	真 下 彰 文	学校教育課長	長 屋 竜 太	学校給食課長	須 田 佳 匡	生涯学習課長	島 田 志 野	文化財保護課長	太 田 国 男	図 書 館 長	佐 藤 多 恵 子	中央公民館長	高 橋 真 理 子	伊香保公民館長	中 澤 秀 夫	赤城公民館長	小 林 栄 美	北橋公民館長	石 田 一 之	美 術 館 長	石 井 博	文 学 館 長	山 田 健 司	こ ども 課 長	中 山 久 子
教 育 部 長	土 屋 輝 夫																												
教育総務課長	真 下 彰 文																												
学校教育課長	長 屋 竜 太																												
学校給食課長	須 田 佳 匡																												
生涯学習課長	島 田 志 野																												
文化財保護課長	太 田 国 男																												
図 書 館 長	佐 藤 多 恵 子																												
中央公民館長	高 橋 真 理 子																												
伊香保公民館長	中 澤 秀 夫																												
赤城公民館長	小 林 栄 美																												
北橋公民館長	石 田 一 之																												
美 術 館 長	石 井 博																												
文 学 館 長	山 田 健 司																												
こ ども 課 長	中 山 久 子																												
会 議 に 付 し た 議 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議録署名委員の氏名 2 前回会議録の承認について 3 教育長報告 4 会議に付議すべき事件 <table style="width: 100%; border: none; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;">議案第9号</td> <td>渋川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</td> </tr> <tr> <td>議案第10号</td> <td>渋川市教育委員会事務局文書取扱規則の一部を改正する規則に</td> </tr> </table> 	議案第9号	渋川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	議案第10号	渋川市教育委員会事務局文書取扱規則の一部を改正する規則に																								
議案第9号	渋川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について																												
議案第10号	渋川市教育委員会事務局文書取扱規則の一部を改正する規則に																												

	について
議案第11号	渋川市通学バス条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第12号	渋川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第13号	渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則について
報告第1号	渋川市教育委員会職員の人事について
議案第14号	渋川市金島公民館長の任命について
議案第15号	渋川市渋川公民館長の任命について
議案第16号	渋川市渋川西部公民館長の任命について
議案第17号	渋川市古巻公民館長の任命について
議案第18号	渋川市豊秋公民館長の任命について
議案第19号	渋川市徳富蘆花記念文学館長の任命について
議案第20号	渋川市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則について

教育長

日程第1 開会宣言

ただいまから3月定例教育委員会を開会いたします。

本日の出席者は5人で、会議は成立しました。

本日の会議は、会議日程により進めます。

教育長

日程第2 会議録署名委員の指名について

会議録署名委員に教育長及び高橋教育長職務代理者を指名します。

教育長

日程第3 前回会議録の承認について

前回会議録の承認についてを議題といたします。記載のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって、前回会議録は承認されました。

教育長及び各所属長

日程第4 教育長報告

※ 次の事項について内容を説明した

2月24日 美術館関係者会議

(第二庁舎201会議室)

2月25日 ふるさと歴史館基本構想策定委員会(北橘行政センター)

3月4日 高校連携推進会議

(第二庁舎201会議室)

3月8日 渡辺啓助顕彰展オープニングセレモニー(本庁舎市民ホール)

3月12日 中学校卒業式(古巻中学校)

3月24日 小学校卒業式(津久田小学校)

教育長

日程第5 会議に付議すべき事件

議事に入ります。

議案第9号 渋川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 議案第9号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

今井委員

GIGAスクール推進室はどのような方が配置になりますか。

学校教育課長

学校教育課長が室長を兼務します。4名の会計年度任用職員を任用します。学務係1名、指導係1名も加わって、ICT教育アドバイザーを中心に動きます。タブレットの自宅への持ち帰りも研究します。

今井委員

教職員と子どもの習熟度を確認のうえ、丁寧に取り組んでください。

教育長

ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第9号の採決を行います。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 渋川市教育委員会事務局文書取扱規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 議案第10号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

狩野委員

公文書管理条例は知る権利を尊重し、歴史的公文書についても規定している良い条例だと思います。

教育長

ご質疑なしと認め、質疑を終結します。
議案第10号の採決を行います。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 渋川市通学バス条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 議案第11号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結します。
議案第11号の採決を行います。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 渋川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

図書館長

※ 議案第12号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第12号の採決を行います。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

美術館長

※ 議案第13号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第13号の採決を行います。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案の

とおり可決されました。

会議日程が追加されました。

報告第1号 渋川市教育委員会職員の人事についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 報告第1号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第1号を終わります。

議案第14号 渋川市金島公民館長の任命について、議案第15号 渋川市渋川公民館長の任命について、議案第16号 渋川市渋川西部公民館長の任命について、議案第17号 渋川市古巻公民館長の任命について、議案第18号 渋川市豊秋公民館長の任命について、関連がありますので一括して議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

中央公民館長

※ 議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号の採決を行います。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 渋川市徳富蘆花記念文学館長の任命についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

文学館長

※ 議案第19号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第19号の採決を行います。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 渋川市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 議案第20号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第20号の採決を行います。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会宣言

以上で、本日予定していた議案の審議はすべて終了しました。